ブリーダー、ペットショップ等の動物取扱業の方へ

はじまります！
狂犬病予防注射通年接種

これまで「4月～6月」までの期間中に接種が必要だったものが、2027年度から通年接種が可能になります。



事業者の皆さんは狂犬病予防法で定められた下記の義務を守ってください。

①犬の登録（※）　②年1回の狂犬病予防注射の接種　③鑑札・注射済み票の装着

※犬を取得した日（子犬の場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に登録してください。

犬の登録申請をせず、鑑札を犬に着けなかった者及び狂犬病予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかった者は、20万円以下の罰金となります。

お問い合わせは最寄りの市町村・保健所の相談窓口まで。

福岡県